

置に関する事項等についても記載することが考えられる。

### 【留意事項】

集約駐車施設を定めるに当たり、交通規制の実施、交通安全施設の整備等が必要となる状況が現実が生じる場合には、都道府県公安委員会、道路管理者と十分に調整を図ることが望ましい。

### ②公共交通機関の利用の促進に関する事項

#### 【計画記載事項】

◇シームレスな運送サービスの提供

本計画には、複数の公共交通機関の乗り継ぎ利便性の向上を図るため、交通結節機能の高度化による鉄道、バス等の物理的な近接、共通乗車船券の発行やダイヤの連携といった公共交通機関同士の連携、パークアンドライドの推進といった自家用車による移動との連携の取組等について記載することが考えられる。

◇鉄道の利便性向上

本計画には、鉄道の利用者の利便の増進を図り、都市へのアクセス及び都市内の移動に際しての鉄道の利用を促進するため、鉄道利用のニーズが高い地域における鉄道路線の新設・延伸・改良や駅の新設・改良、子育て支援施設や医療施設等生活支援機能等の付与による駅

の地域総合拠点化や駅や車両のバリアフリー化といったハード施策、利用者が利用しやすい運賃設定や共通乗車船券等の充実、運行ダイヤの改善、自家用車から鉄道による通勤への転換を促す広報等のソフト施策等について記載することが考えられる。また、バス等への乗継円滑化、駅前広場の整備等、多様な主体が協力した施策や駅等における再生可能エネルギー発電設備の設置や蓄電池を活用した車両等の導入等についても記載することが考えられる。

#### ◇軌道の利便性向上

本計画には、軌道（路面電車・LRT等）の利用者の利便の増進を図り、都市へのアクセス及び都市内の移動に際しての軌道の利用を促進するため、軌道利用のニーズが高い地域における軌道路線の新設・延伸・改良や停留場の新設・改良、停留場や車両のバリアフリー化といったハード施策、利用者が利用しやすい運賃設定や共通乗車船券等の充実、運行ダイヤの改善、自家用車から鉄道による通勤への転換を促す広報等のソフト施策等について記載することが考えられる。また、バス等への乗継円滑化等、多様な主体が協力した施策や停留場等における再生可能エネルギー発電設備の設置や蓄電池を活用した車両等の導入等についても記載することが考えられる。

#### ◇バスの利便性向上

本計画には、バスの利便性を向上し、自家用車からバスへの転換を図るため、パークアン

ドライドシステムの整備、集約駐車施設と市街地の商業施設や公共施設等とを結ぶバス路線の新設や停留所の新設、BRTの導入等について記載することが考えられる。また、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点におけるバスの乗り継ぎの利便性の向上、バスレーンやバスの整備等によるバスの走行環境の改善やバスロケーションシステムの導入等によるバスの利便性の向上、ノンステップバスの導入等によるバリアフリー化、エコドライブの徹底や低公害車の導入促進等についても記載することが考えられる。

#### ◇公共交通機関の利用促進のためのその他の事項

本計画には、公共交通に係るシンポジウムや、小中学生等を対象とした交通教室の開催等公共交通機関の利用促進のための啓発活動の実施、エコ通勤の普及・促進といった通勤交通マネジメント等の取組について記載することが考えられる。

#### 【留意事項】

低炭素まちづくりを進めるに当たり、軌道の整備、バス路線・停留所の新設、パークアンドライドに併せて講じる市街地への自動車の流入抑制のための対策等を実施する場合には、既存の交通流への影響や道路管理上の支障について、法令上、都道府県公安委員会や道路管理者との協議又は意見聴取が不要となる場合も含め、本計画の作成に関する協議等を行う低炭素まちづくり協議会において、こうした関係者と計画作成の初期段階から密接に連携・

調整しておくことが望ましい。

また、公共交通機関の利用促進に関する各種事業が相互に連携して相乗効果が創出されるよう、地域の関係者の間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保することが望ましい。

### ③貨物の運送の合理化に関する事項

#### 【計画記載事項】

本計画には、貨物の運送の合理化を通じ物流の効率化を実現するために現在実施している、又は計画期間内に実施を予定している貨物運送共同化事業の概要について記載することが考えられるほか、都市の低炭素化に資する貨物の運送の合理化に関する他の事項（例えば貨物運送における低公害車の導入、荷さばき施設の整備、荷主と物流事業者間で行う貨物運送頻度の調整等運送の合理化に資する納入条件見直し等に関する事項）についても、本計画の目標達成のために必要な事項として記載することが考えられる。

#### 【留意事項】

貨物運送共同化事業の実施主体は、多数にわたる場合もあるため、事業の実施運営に当たっては、事業を統括管理する主体や各事業者の役割分担を明確にするとともに、事業者間の意思の統一を徹底し、事業の一体性を確保することが望ましい。

また、計画区域内であって、貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の

合理化を図ることが適切であると認められる地域においては、積極的に貨物運送共同化事業を推進することが望ましい。

#### ④緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

##### 【計画記載事項】

###### ◇緑地の保全

本計画には、都市構造の基盤となる緑地の適切な保全及び管理を図るため、緑地の保全にあたり活用する施策、保全すべき緑地及び管理の方法に関する事項を記載することが考えられる。また、多様な主体によるきめ細やかな緑地の保全を推進するため、市町村の長によるNPO等の特定緑地管理機構指定や、当該機構による樹木等管理協定等を本計画に位置付けることが考えられる。さらに、まとまった面積の緑地が存在したり、保存すべき樹木等が広範囲に分布する場合には、本計画に、重点的な樹木等の管理を必要とする樹木保全推進区域及び当該区域内で保全すべき樹木等の基準を記載することが考えられる。

###### ◇緑化の推進

本計画には、二酸化炭素の吸収量の増大を図るとともに、地表被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド現象の緩和を図るため、都市公園の整備や公共施設や建築物の敷地等の緑化等の緑化の推進施策及び重点的に緑化を推進する施設や区域に関する事項を記

載することが考えられる。

◇普及啓発

本計画には、よりきめ細やかな緑地の保全及び緑化の推進施策の展開を図るため、住民、企業等による活動が積極的に展開されるよう、緑化等に関する普及啓発等に関する施策について記載することが考えられる。

◇木質バイオマス活用

本計画には、都市の公園、街路から発生する剪定枝等の木質バイオマスを、地産地消型再生可能エネルギーとして活用を図るための施策について記載することが考えられる。

⑤非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための公共施設の活用に関する事項

【計画記載事項】

本計画には、都市の公共空間を活用して、非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設の設置を推進する施策についての基本的考え方、施設を設置する場所、実施主体、事業の内容等を記載することが考えられる。

具体的には、都市内へ再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、都市公園や下水処理場、港湾においてその本来の機能に留意しつつ太陽光パネル等を設置するとともに発電された電

力の出力安定化や平準化を図るための蓄電池等を設置するといった取組、下水汚泥・食品廃棄物等のバイオマスを有効利用するためのバイオガス活用施設や下水汚泥固形燃料化施設を整備するといった取組や、街区レベルでの熱の共同利用を行うため市街地の整備・更新にあわせて熱供給導管のネットワークを整備するといった取組、都市内の熱需要密度の高いエリアにおける下水処理場や下水管路に存する下水熱を利用するための設備を整備するといった取組、港湾における荷役作業等の省エネ化を図るため港湾隣接地域内に省エネルギー型の荷役機械を整備するといった取組、木質バイオマス発電施設の整備といった取組等について、記載することが考えられる。

#### ⑥建築物の低炭素化の促進に関する事項

##### 【計画記載事項】

本計画には、既存の建築物の低炭素性能の診断の実施やこれに対する支援、建築物の所有者等からの相談への対応、改修等に対する支援、国の補助制度や税の優遇措置等に関する情報提供、既存建築物の管理者（テナント）に対する低炭素化に資するエネルギー消費の抑制方策等の助言、既存の建築物を低炭素化した場合の効果に関する情報提供、低炭素化の必要性等の啓発の実施、計画区域内の低炭素建築物の整備等について記載することが考えられる。

#### ⑦自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

## 【計画記載事項】

### ◇環境対応車の普及促進

本計画には、コンパクトなまちづくりにも適した交通手段である、超小型モビリティをはじめとする電気自動車等の環境対応車の普及を促進するため、当該地域の特性を踏まえた最適な自動車の種類やその利用の場面、地域交通における位置付け、これを踏まえた駐車空間等における電気自動車等の充電施設等の整備等について記載するとともに、自動車の低炭素性能に関する住民の意識・知識の向上や、受けられる補助制度・税制優遇措置等に関する情報の提供等による地域内の環境対応車の導入の加速等について記載することが考えられる。

### ◇自動車の最適な利活用の推進

本計画には、自動車の最適な利活用の推進のため、講習会開催や「エコドライブ10のすずめ」の周知等を通じたエコドライブの意義・必要性の啓発、エコドライブ支援機器の普及促進等によるエコドライブの推進、電気自動車等の車載蓄電池の蓄電・給電機能を活用した新しいエネルギーマネジメントシステムや災害時等の非常用電源供給システムの導入推進等について記載することが考えられる。

## 【留意事項】

電気自動車のための充電施設の整備等環境整備、情報提供やエコドライブの推進に関する事



項を本計画に記載するに当たっては、必要に応じて、都道府県公安委員会や道路管理者等との間で事前の調整を十分に図ることが望ましい。

⑧その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置に関する事項

(1) ①のとおり、本計画は、目指すべき将来の都市像や施策の全体像を提示するものとして、また、地域の特性に応じた柔軟な低炭素まちづくりを進めるためのもとして、各市町村において、関係者間で共有する必要がある施策や事項を幅広く記載することが重要である。このため、①から⑦に掲げる事項以外でも、本計画の目標を達成するため、当該計画を作成する市町村が必要と認める措置を記載することが望ましい。

(3) 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

①計画記載事項

本計画には、本計画の達成状況の評価を行う時期、評価の方法、評価結果の公表方法等を記載することが考えられる。

②評価を行う時期

本計画の達成状況の評価は、原則として計画期間の終了時に行うこととするほか、本計画の見直し時点においても行うことが望ましい。なお、本計画に位置付けられた各種施策の進捗を管理するため、定期的に施策の進捗状況を取りまとめるとともに、適宜、見直し期間の中間年次において

も中間評価等を実施することが考えられる。

### ③達成状況の評価の方法

本計画の達成状況の評価は、本計画に定められた目標値毎に実績値と比較し、達成状況を評価することが考えられる。この場合の達成状況の評価については、別紙に示す標準的な評価方法が参考となる。このほか、本法第7条第2項第2号の事項別など分野別に評価、考察を加えること等が考えられる。

この際、評価の客観性を確保するため、例えば目標値に対する達成率等、その評価の尺度を本計画に定めておくことが考えられる。

さらに、換算が可能な限りにおいて、本計画に対応した二酸化炭素排出削減量・吸収量を算出し、低炭素化効果の目安として示すことが望ましい。

なお、計画期間の途中段階において、個別施策の進捗状況を管理できるよう、施策の実施スケジュールを工程表等にして本計画に記載しておくことも考えられる。

そして、例えば都市の低炭素化に係る市町村独自の制度創設等、目標値を定めることが難しい場合には、当該工程表上の進捗状況により達成状況を評価することも考えられる。

### ④評価の結果の活用

評価の結果について分析を行い、施策の充実・強化等の検討を行うとともに、必要に応じて、

目標設定の見直しや新規施策の追加等、本計画の見直しに反映することが望ましい。

#### (4) 低炭素まちづくり協議会の運営に関する基本的な事項

##### ①目的

都市の低炭素化を進めるに当たっては、地域の関係者が活発な議論を交わすとともに、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要である。このため、本計画の作成及び実施に関し、あらかじめ関係者と協議し、調整を行い、その円滑かつ効率的な策定、実施を図ることが有益であり、そのための場として、市町村は、関係者からなる低炭素まちづくり協議会を設置することができる。

##### ②構成員

低炭素まちづくり協議会は、当該市町村のほか、本計画とその実施に関し密接な関係を有する者、その他当該市町村が必要と認める者によって構成される。市町村以外の低炭素まちづくり協議会の構成員としては、NPO等の団体、デイベロッパー、公共交通事業者等、都市の低炭素化に資する事業の実施主体となりうる事業者等とともに、都道府県、学識経験者、地域住民の代表等も想定される。

##### ③協議の進め方

低炭素まちづくり協議会の運営については、協議会において必要な事項を定めることとされて

おり、運営の透明性、公平性、実効性を確保する観点から、事務局の体制、協議事項、協議事項、協議手続等を定めておくことが望ましい。また、その際には、必要に応じて協議事項別に分科会等を設置する等、柔軟かつ効率的な運営を図ることが望ましい。

また、市町村には、既に温暖化対策、まちづくり、交通に関する協議会（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づく協議会、都市・地域総合交通戦略要綱に基づく協議会等）が設置されている場合もあり、こうした既存の協議会を活用し、複数の協議会を束ねて、それぞれを兼ねるものとして運用する等、柔軟に対応することが望ましい。

#### 4. 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

##### (1) 国、地方公共団体等の各主体の役割

低炭素建築物の普及を促進するに当たっては、建築物の建築主等が低炭素建築物の建築等を行うことの重要性を認識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、建築物の低炭素化の重要性に関し、建築主等の啓発に努めるとともに、こうした建築主等の取組をできる限り支援するという観点から、建築主等にとって低炭素建築物の建築等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じるよう努めることとする。

##### (2) 低炭素建築物新築等計画の認定に関する基本的な事項

### ①低炭素建築物新築等計画及びその認定の基本的な考え方

低炭素建築物新築等計画は、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の改修等に関する計画である。その認定に関する基準については、建築物の構造や構法にかかわらず認定可能な内容とし、省エネルギー性能に加え、建築物総合環境性能評価（CASBEE）のこれまでの知見の蓄積も踏まえ、省資源に資する措置等省エネルギー性能以外の建築物の低炭素化のための措置についても評価を行うこととする。また、新たな技術開発の成果を認定基準へ継続的に反映していくよう配慮することとする。

### ②低炭素建築物新築等計画に従った建築等の確保

所管行政庁は、認定建築主に対し、低炭素建築物の建築等の状況について報告を求めることができることから、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物が建築等されることを確保するため、建築・改修工事等が終了した旨の報告を求め、必要な措置をとることが必要である。その際、認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って建築・改修工事等が行われた旨を建築士等が確認した書類により報告を行うこととする。

### ③都市の緑地の保全への配慮

都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することが重要であることに鑑み、都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域若しくは緑地協定、生産緑地法（昭和四十九

年法律第六十八号)の生産緑地地区、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の建築協定、条例による緑地の保全に関する制限等の内容に適合していない場合又は都市施設である緑地の区域内にある場合には認定は行わないことを基本とし、こうした認定に関する事務において関係部局間で十分な連絡調整が図られるよう配慮するものとする。

### (3) 低炭素建築物の建築等及び取得時の負担の軽減

低炭素建築物は、一般的な建築物と比較して建築等に係る費用がある程度高くなることが見込まれる。低炭素建築物の建築等及び取得に対するインセンティブを付与するため、建築物の低炭素化を図るために要する費用に係る各種支援措置の実施を図るよう努めることとする。

### (4) 中小工務店等の技術力の向上等への配慮

低炭素建築物の建築等には専門的な知識が必要になることから、実際に設計・施工等を行う事業者や技術者等が低炭素建築物の設計や断熱施工に関する技術等を十分に習得できるよう努めることとする。特に、住宅・建設産業は、技術水準等に差のある中小工務店等の占める割合が大きいことから、中小工務店等に対する技術講習の実施等により、低炭素建築物の建築等に関する技術の普及並びに人材の養成及び資質の向上を進めるよう努めることとする。

### (5) 国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及への配慮

木材は製造時のエネルギー消費が少なく長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であり、建築物

に木材が利用されることは都市の低炭素化につながることや、国産材（国内で生産された木材）の適切な利用が確保されることにより、我が国における森林の適正な整備及び保全が図られることに鑑み、国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及が図られるよう配慮するものとする。

## 5. 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項

### (1) 施策の効果についての評価

都市の低炭素化を着実に進めるためには、施策の効果を的確に評価し、当該評価に基づき、適切な措置を講ずることが重要となる。

このため、国においては、市町村における本計画の策定状況、当該計画の進捗状況や、各分野毎の施策効果等について、一定期間ごとに検証するとともに、検証結果に基づき支援策の強化、低炭素まちづくり計画制度の見直しを行うほか、情報提供、技術開発を講ずるなど、都市の低炭素化が更に促進されるために必要な措置を講ずるものとする。

一方、市町村においては、本計画の達成状況の評価を実施し、評価に基づき、施策の充実・強化等、施策の効果を高めるために必要な措置を講ずることが望ましい。

### (2) 施策の効果の二酸化炭素排出量・二酸化炭素吸収量への換算

施策の低炭素化効果を評価するためには、施策の効果は、二酸化炭素排出削減量や二酸化炭素吸収量として換算される必要がある。

施策の効果を換算するに当たっては、個別に換算が可能な施策だけでなく、複数の施策の効果を包括して換算することが適当な施策があることにも留意しつつ、二酸化炭素排出量・吸収量への算出式、算出に必要な各種データ、算出に当たった前提条件などの換算方法を確立することが必要であるが、現時点で二酸化炭素排出量・吸収量への換算方法が確立していないものについては、国において、順次適切な換算方法を確立することとする。また、換算方法が確立されたものについても、換算方法の精度の向上や簡略化に向け、調査・分析手法の改善や知見の向上を図るべく検討を進めることとする。

なお、市町村においては、それぞれの地域性を考慮して、国が示す換算方法をもとにより精度の高い方法を工夫し、施策の効果の的確な評価に反映させることが考えられる。

二酸化炭素排出量・吸収量への換算方法のうち、現時点で参考となるものは、別紙のとおりである。

## 6. 都市の低炭素化の促進に関する重要事項

本計画を作成する市町村や自らも施策を実施することとなる都道府県においては、都市の低炭素化の促進に向けた体制を整備していくに当たって、都市担当部局や交通担当部局のみならず、環境担当部局や省エネ担当部局、福祉担当部局をはじめとした関係部局間で十分な連携をとることが可能な体制整備に努めるものとする。



## 低炭素まちづくり計画の標準的な評価方法

### 1. 達成状況の評価の目的

低炭素まちづくり計画の達成状況の評価は、計画に位置付けられた目標値の達成状況等を的確に評価、分析し、当該評価、分析に基づき、適切に計画の見直し等を行うことにより、効率的で効果的な都市の低炭素化の促進を図ることを目的とするものである。

### 2. 実施方法

#### (1) 目標の設定

○目標については、計画の総合的な達成状況を的確に把握する観点から、可能な範囲で定量的に設定することが望ましく、例えば、個別施策ごとに目標値を設定すること、法第7条第2項第2号の事項など分野別に目標値を設定すること、などが考えられる。

#### (2) 評価基準の設定

○評価の客観性を確保する観点から、予め、目標値に対する達成率や達成状況等に応じた評価の基準を計画に位置づけることも考えられる。

#### (3) 考察・分析の実施

○分野によって程度の差はあるものの、都市の低炭素化を推進するためには、各施策を、分野毎に相互の連携を図りつつ総合的に実施することが必要である。

○この観点から、定められた目標の達成状況を評価することに加え、当該目標の達成状況を踏まえ、分野ごとに、総括的な評価、考察を加え、その要因等を分析する取組も有効と考えられる。

#### (4) 計画への反映

計画の達成状況にかかる評価、及びそれに基づく適切な考察、分析を踏まえ、必要に応じ、目標設定の見直し、施策の充実、追加や、関係部局間の協働による施策連携の強化など、計画の見直しや取組体制の強化、見直し等に反映することが望ましい。

#### 3. 二酸化炭素排出量・吸収量への換算について

○計画実施による低炭素化効果を把握する観点から、換算が可能な限りにおいて二酸化炭素排出量・吸収量を算出し、低炭素化効果の目安として示すことが望ましい。

○施策効果の二酸化炭素排出・吸収量への換算は、施策を講じた場合と講じない場合の排出・吸収量の差を求めることにより行うことが基本となるが、それぞれの施策の特性に応じて算定する必要がある。その際、参考となる算定式を以下に示す。

《二酸化炭素排出・吸収量の参考となる算定式》

①交通に起因する二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量＝交通量×移動距離（トリップ長）×排出原単位

②家庭・業務部門におけるエネルギー消費に起因する二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量＝建物用途別床面積×建物用途別エネルギー負荷原単位÷熱源設備総合効

率×エネルギー種別排出係数

③みどりによる二酸化炭素吸収量

二酸化炭素吸収量＝高木植栽本数×原単位（吸収係数）

※高木植栽本数が把握できない場合は緑地面積等で置き換えることが可能